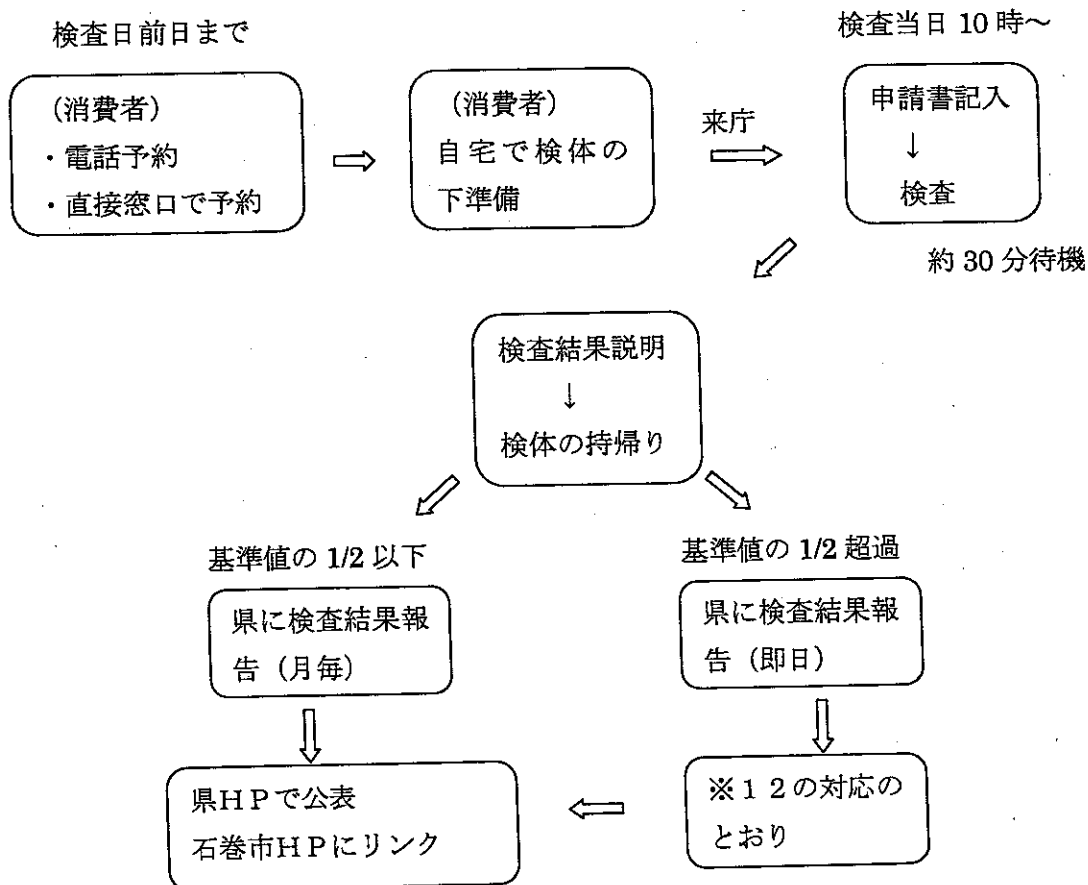


- 食する部分のみじん切り（5mm程度）にし、ビニール袋に入れて持参。
 果実は、果汁も一緒によい。
- ③魚は、頭やひれ、太い骨等を取り除き、食する部分のみをみじん切り（5mm程度）にし、ビニール袋に入れて持参。
- ④井戸水はよく洗ったペットボトルに入れて持参する。

1.1. 流れ



1.2 基準を超過した場合の対応

別紙 県が示している対応フローのとおり

※基準値の1/2を超過した場合は、依頼者にその旨を伝え、県（原子力安全対策課）に報告する。県で周辺地域を産地とする流通農林水産物への影響の観点から、県検査の必要性を検討する。

1.3 ホームページへの公表について

県へ検査結果を報告し、県でとりまとめ県HP上で公表する。石巻市のHPにリンク。

1.4 その他

- ①測定は簡易測定であり、各種の証明には利用できない。
- ②検査品は1回の申込みにつき1品とする。

放射能県民安心事業について

平成24年7月13日
原子力安全対策課

1 目的

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画に基づき、県民の安全・安心を確保するために住民持込みの自家消費野菜等の測定体制を整備し、測定結果をとりまとめて公表することにより、県民の不安の払拭を目指すことを目的とする。また、測定結果は、行政によるモニタリング事業などにも活用する。

2 事業の概要

県は、国の放射能県民安心事業費補助金を活用し、放射能測定装置を購入する。人口、面積及び本事業以外での放射能測定機器の整備状況等を考慮し、別表のとおり市町村に配備する。配備を受けた市町村は、住民から放射能測定依頼に基づき測定を実施する。その測定結果については、依頼者に通知するとともに県で集約し公表する。

3 測定装置の貸付

測定装置の貸付は、無償とし、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第166条の規定に基づき、市町村から物品借受申請を受け、貸借契約を交わす。契約期間は平成25年3月31日までとするが、1年度ごとの延長を可能とする。

貸付する放射能測定器は、EMFジャパン株式会社製EMF211ガンマ線スペクトロメータとする。その他付属品（解析用ノートパソコン、プリンター、机、椅子等）も貸付する。

維持経費、故障・破損時の修理費及び返却にかかる費用等は、市町村の負担とする。

4 住民持込み検体の測定

測定の実施主体は、市町村とする。

なお、外部機関に測定・機器管理等を委託する場合は、事前に県（原子力安全対策課）へその旨を届け出るものとする。測定については、無料で実施するものとし、測定結果を依頼者にお知らせする。受け付ける検体は、自家消費野菜等の非流通品とし、製造・販売のための生産物・加工品及び流通品につい

ては受け付けられないものとする。

5 測定結果の収集・公表[※]

市町村は、月ごとに測定結果をとりまとめ電子メールにより県（原子力安全対策課）に報告する。県は全市町村分をとりまとめ放射能情報サイトみやぎで公表する。

6 測定結果に基づく対応[※]

食品等の測定結果が、基準値よりも確実に低いといえない場合（食品については検査結果が基準値の2分の1を超過した場合、井戸水等については検出された場合）には、市町村は速やかに県（原子力安全対策課）に報告し、原子力安全対策課は、食産業振興課及び食と暮らしの安全推進課に連絡する。

(1) 産地が県内

食産業振興課は、部内関係課と協議し、周辺地域を産地とする流通農林水産物への影響の観点から、県農林水産部が所管する検査の必要性を検討する。

(2) 産地が県外

関係課が、対応を個別協議し、必要な措置をとる。

※消費者庁の放射性物質検査体制整備支援事業により貸与された測定器等により住民持込み検体の測定を行った結果（流通品は除く。）についても同様の扱いとするので御協力お願いしたい。

別表 放射能測定器の貸付対象市町村及び台数

市町村名	台数	市町村名	台数
仙台市	5	柴田町	1
石巻市	4	丸森町	1
塩竈市	1	亙理町	1
白石市	1	山元町	1
名取市	1	松島町	1
多賀城市	1	七ヶ浜町	1
岩沼市	1	利府町	1
栗原市	2	大郷町	1
東松島市	1	富谷町	1
大崎市	1	大衡村	1
蔵王町	1	涌谷町	1
大河原町	1	美里町	1
村田町	1	女川町	1

住民持込み放射能測定における結果取扱い要領

1 趣旨

この要領は、住民持込み放射能測定における結果の取扱いについて斉一化を図るため制定するものである。

2 対象となる測定

この要領は、県の放射能県民安心事業により貸付された測定器による測定を対象とする。

3 測定依頼の受付

(1) 依頼の受理

「様式1」を例として、測定依頼者から依頼を受ける。

(2) 測定結果の取扱いに係る同意

測定の受付にあたっては、測定結果の取扱いに係る以下の同意を得るものとする。

なお、同意を得られない場合は、測定を受け付けないものとする。

ア 測定結果を公表されること（依頼者、生産者等の個人情報是非公開）

イ 測定結果票は各種の証明書として利用できないこと

(3) 受付できない検体

製造・販売を目的とした生産物及び加工品等並びに流通食品等については、測定を受け付けないものとする。また、検体は、産地を必ず確認し、不明な場合は受け付けないものとする。

4 依頼者への結果の通知

「様式2」を例として、測定結果を測定依頼者に速やかにお知らせする。

5 県への報告

以下により県への報告を行う。

なお、消費者庁の放射性物質検査体制整備支援事業により貸与された測定器等による住民持込み検体の測定結果（流通品を除く。）についても、同様の取扱いの協力を得るものとする。

(1) 基準値よりも確実に低いといえない結果が出た場合

測定結果が食品において放射性セシウムが基準値の2分の1を超過した場合又は井戸水等において放射性セシウムが検出された場合には、「様式3」により速やかに測定結果を県（原子力安全対策課）に報告する。

(2) 定期報告

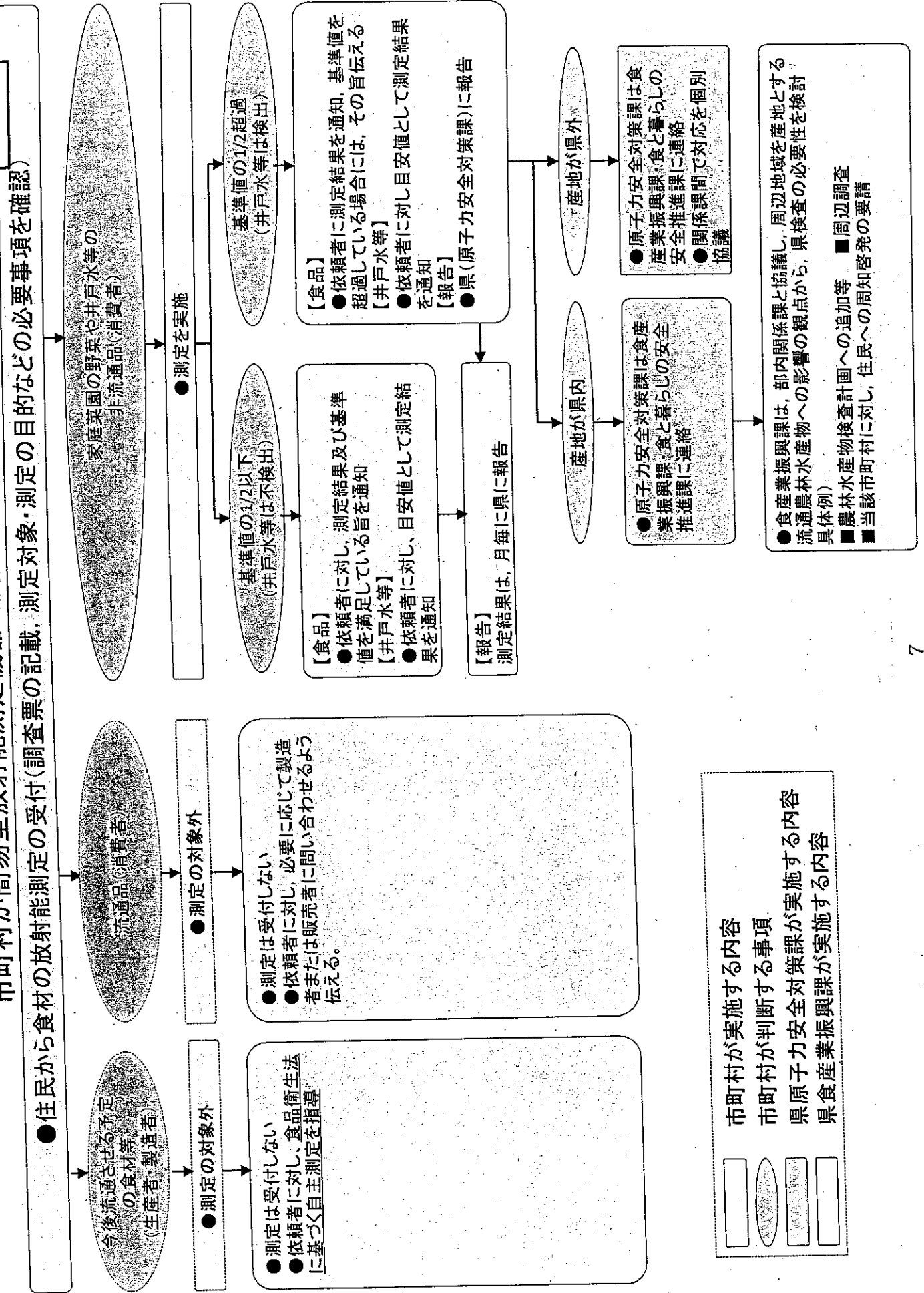
毎月の測定結果の一覧を「様式4」（電子ファイル）に記入し、翌月10日（土日・祝日の場合は翌平日）までに県（原子力安全対策課：gentaih@pref.miyagi.jp）に電子メールで報告する。

県は、報告を受けた月の末日までに取りまとめた結果を県ホームページ（放射能情報サイトみやぎ）で公表するものとする。

附則

この要領は、平成24年7月13日から施行する。

市町村が簡易型放射能測定機器で測定した場合の対応フロー



- 市町村が実施する内容
- 市町村が判断する事項
- 県原子力安全対策課が実施する内容
- 県食産業振興課が実施する内容